



山形県公報

平成28年4月1日(金)

号 外 (14)

目 次

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程…………… 4
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 5
- 山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程…………… 6
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 9

告 示

- 山形県立病院の再診加算料の額……………同
- 平成20年3月県病院事業告示第1号(山形県立病院の非紹介患者初診加算料の額)の一部改正……………同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、理事」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条第2項の表中

副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。	を
業務名を冠する主査	担当事務について課長を補佐し、及び担当事務を処理する。	

に改める。

副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。	に改める。
専門員	担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	
業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。	

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中

第一診療部	診療各科(疼痛緩和内科を除く。)	を
-------	------------------	---

第一診療部	診療各科（循環器内科、疼痛緩和内科及び心臓血管外科を除く。）	
循環器病センター	循環器内科及び心臓血管外科	

に、

	人工透析室	
	内視鏡室	

を

	人工透析室	
--	-------	--

に、

「栄養管理係」を「」に、

地域医療部		
-------	--	--

を

内視鏡センター		
地域医療部		

に、

診療機材部	臨床工学室	
-------	-------	--

を

臨床工学部		
診療機材部		

に改め、同表山形県立新庄病院

の項中 「栄養管理係」を「」に、

事務部	総務課	庶務係、施設用度係、会計係、情報企画係
	医事相談課	医事係

を

事務部	総務課	庶務係、施設用度係
	医事経営相談課	医事係、会計係、情報企画係

に改め、同表山形県立河北病院

の項中

	化学療法室	
	救急科	
	人工透析科	
	リハビリテーション室	
	栄養管理科	栄養管理係

を

	人工透析室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	
	化学療法室	

に、

医療安全部		
事務部	総務課	庶務係
	医事経営課	医事経営係、施設用度係、情報企画係

を

医療安全部	感染管理室	
事務部	総務課	庶務係、施設用度係
	医事経営相談課	医事経営係、情報企画係

に改め、同表山形県立こころの

医療センターの項中「栄養管理係」を「」に、

事務部	総務経営課	庶務係、施設用度係、会計係、医事係、情報企画係
-----	-------	-------------------------

を

事務部	総務経営課	庶務係、施設用度係、会計係、医事係
-----	-------	-------------------

に改め、同条第3項の表中

医事相談課	診療情報分析室	診療情報分析係
	医療相談室	

を

医事相談課	診療情報管理室	診療情報分析係
	医療連携・相談室	

に改める。

第13条第1項の表中「栄養管理係」を「」に改める。

第16条の表中「科・室・課名」を「室・課名」に、

「栄養管理係」を「」に改める。

第17条の表中	センター長	緩和ケアセンター	上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
	副部長	部（病院の事務部、薬剤部及び看護部を除く。）	部長を補佐し、部の事務を整理する。	

センター長	循環器病センター、緩和ケアセンター及び内視鏡センター	上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副部長	部（病院の事務部、薬剤部及び看護部を除く。）	部長を補佐し、部の事務を整理する。
副センター長	循環器病センター及び内視鏡センター	センター長を補佐し、センターの事務を整理する。

に改め、

課長補佐	中央病院及び救命救急センターの総務課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
室長補佐	中央病院の臨床工学室	室長を補佐し、室の事務を整理する。

を

課長補佐	中央病院及び救命救急センターの総務課	課長を補佐し、課の事務を整理する。
------	--------------------	-------------------

に改め、同条第4項の表中「課

長」を「課長等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

非紹介患者 初診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院 における初診に係るもの	1回につき 3,570円の範囲 内で病院ごとに定める額	を
----------------	-----------------------------------	--------------------------------	---

非紹介患者 初診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院 における初診に係るもの	1回につき 5,400円の範囲 内で病院ごとに定める額	に改める。
再診加算料	山形県立中央病院及び山形県立新庄病院 における再診に係るもの	1回につき 2,700円の範囲 内で病院ごとに定める額	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

看護師長	がん・生活習慣病センター看護師長及び救命救急センター看護師長	を
------	--------------------------------	---

看護師長	がん・生活習慣病センター看護師長及び救命救急センター看護師長	に、
看護主査	がん・生活習慣病センター看護主査及び救命救急センター看護主査	

「がん・生活習慣病センター薬剤専門員」を 「がん・生活習慣病センター薬剤専門員及び救命救急センター薬剤専門員」に改め、同表

がん・生活習慣病センターの項中

看護師長	中央病院看護師長及び救命救急センター看護師長	を
------	------------------------	---

看護師長	中央病院看護師長及び救命救急センター看護師長	に、
看護主査	中央病院看護主査及び救命救急センター看護主査	

「中央病院助産師
中央病院薬剤専門員」を 「中央病院助産師及び救命救急センター助産師
中央病院薬剤専門員及び救命救急センター薬剤専門員」に、

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
栄養管理係長	中央病院栄養管理係長

を

社会福祉士	中央病院社会福祉士
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理専門員	中央病院栄養管理専門員
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査

に改め、同表救命救急センターの項中

看護師長	中央病院看護師長及びがん・生活習慣病センター看護師長
------	----------------------------

を

看護師長	中央病院看護師長及びがん・生活習慣病センター看護師長
看護主査	中央病院看護主査及びがん・生活習慣病センター看護主査

に、

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
栄養管理係長	中央病院栄養管理係長

を

社会福祉士	中央病院社会福祉士
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理専門員	中央病院栄養管理専門員
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「、あん摩マッサージ指圧師」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局安全衛生管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第10条中「総務課長」を「総務課長（こころの医療センターにあつては、総務経営課長）」に改める。

第15条第1項第1号を次のように改める。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第15条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の

2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置（第40条の2において「面接指導等」という。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（第40条の3第1項において「心理的な負担の程度を把握するための検査」という。）の実施並びに法第66条の10第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第40条の3 職員安全衛生管理者は、心理的な負担の程度を把握するための検査及び法第66条の10第3項に規定する面接指導等（次項において「検査等」という。）を行わなければならない。

2 前項の検査等の内容、対象となる職員等については、職員安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局被服貸与規程（平成15年3月県病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
別表中「及びあん摩マッサージ指圧師」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）第4条」を「地方公務員法第15条の2」に改める。

第7条第2項中「理事、」を削る。

第8条第1項第1号中「任用規則」を「職員の任用に関する規則（昭和32年9月県人事委員会規則4-1。以下「任用規則」という。）」に改める。

第10条第1項中「第9条に掲げる」を「別表第1の職級1から職級6までの職及び別表第3の職級1から職級3までの」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表適用範囲の欄中「栄養士」を「管理栄養士」に、「視能訓練士、」を「視能訓練士及び」に改め、「及びあん摩マッサージ指圧師」を削る。

第5条の見出しを「(等級別基準職務表)」に改め、同条中「前条第4項」を「前条第2項」に改め、「基礎」を「基準」に改め、「標準的な」を削り、「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第8条第1項の表中

	理事	特1種
	局長	1種

 を

「

	局長	1種
--	----	----

 」に改め、同条第2項の表中

「

	9級	特1種	130,300円
	8級	1種	94,000円

 を

「

	8級	1種	94,000円
--	----	----	---------

 」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	主任の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
4級	業務名を冠する主査又は困難な業務を処理する係長の職務
5級	課長補佐又は困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務
6級	主幹又は副主幹の職務
7級	本局の業務を主管する課長の職務
8級	局長又は副院長の職務

ロ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	病院の副部長、医長、科長若しくは室長（以下「副部長等」という。）又は相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師若しくは歯科医師の職務
3級	病院の長等又は困難な業務を処理する副部長等の職務
4級	規模の大きい病院の長又は困難な業務を掌理する病院の長等の職務

ハ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下「管理栄養士等」という。）の職務
2級	薬剤師若しくは臨床心理士（以下「薬剤師等」という。）又は困難な業務を行う管理栄養士等の職務
3級	主任薬剤師、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士若しくは主任言語聴覚士（以下「主任薬剤師等」という。）、困難な業務を行う薬剤師等又は特に困難な業務を行う管理栄養士等の職務
4級	業務名を冠する主査又は困難な業務を処理する主任薬剤師等の職務
5級	薬局長、技師長又は困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務

6級	1 困難な業務を掌理する薬局長の職務 2 主幹の職務
7級	特に重要な業務を掌理する薬局長の職務

ニ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）又は困難な業務を行う准看護師の職務
3級	主任看護師又は困難な業務を行う看護師等の職務
4級	困難な業務を処理する主任看護師の職務
5級	副看護部長、看護師長又は業務名を冠する主査の職務
6級	副院長、看護部長又は副看護部長（総括）の職務
7級	特に重要な業務を掌理する副院長又は看護部長の職務

別表第3第1項職員の欄第5号中「、言語聴覚士及びあん摩マッサージ指圧師」を「及び言語聴覚士」に改め、同表第2項職員の欄第4号中「准看護師」を「准看護師（副院長を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、公布の日から施行する。
（等級別基準職務表に係る経過措置）
- 施行日の前日から引き続き同一の給料表を受ける職員（山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「給与規程」という。）第2条第2号に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、その者の改正後の給与規程（以下「改正規程」という。）第5条の規定により分類される職務の級について同日に分類されていた職務の級に引き続き分類することができないこととなる者にあつては、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正規程の規定にかかわらず、同日に決定されていた職務の級に決定することができる。
- 職員を一の職務から給料表の適用を異にして他の職務に移動させる場合その他管理者が定める場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正規程の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、職務の級を決定することができる。
- 改正規程別表第2に掲げる職務の意義及び同表イの表に規定する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、困難な業務を行う主任の職務、困難な業務を処理する係長の職務及び困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務、同別表ロの表に規定する相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務、困難な業務を処理する副部長等の職務及び困難な業務を掌理する病院の長等の職務、同別表ハの表に規定する困難な業務を行う管理栄養士等の職務、困難な業務を行う薬剤師等の職務、特に困難な業務を行う管理栄養士等の職務、困難な業務を処理する主任薬剤師等の職務及び困難な業務を処理する業務名を冠する主査の職務並びに同別表ニの表に規定する困難な業務を行う准看護師の職務、困難な業務を行う看護師等の職務及び困難な業務を処理する主任看護師の職務は、管理者が定める。
- 改正規程別表第2及び前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、同表ニの表中「又は業務名」とあるのは「、業務名」と、「主査」とあるのは「主査又は特に困難な業務を処理する主任看護師」と、同項中「看護師等の職務及び」とあるのは「看護師等の職務、」と、「職務は」とあるのは「職務及び特に困難な業務を処理する主任看護師の職務は」とする。
- 前項の規定の適用を受ける職員のうち、平成30年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員であつて、その者の改正規程第5条の規定により分類される職務の級について同日に分類されていた職務の級に引き続き分類することができないこととなる者にあつては、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当分の間、改正規程の規定にかかわらず、同日に決定されていた職務の級に決定することができる。

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3 県立病院の項中 「主務部長」 を 「主務部長及び主務センター長」 に、「医事経営課に」を「医事経営相談課に」に、「医事経営課長」を「医事経営相談課長」に改め、同表が
ん・生活習慣病センター及び救命救急センターの項中

診療に関する事務	副所長	主務部長（看護部の事務については、がん・生活習慣病センターにあつては診断部長、救命救急センターにあつては診療部長）	を
診療に関する事務	副所長	主務部長（看護部の事務については、がん・生活習慣病センターにあつては診断部長、救命救急センターにあつては診療部長）及び主務センター長	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県病院事業告示第1号

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）本則の表に規定する再診加算料の額を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

中央病院	2,500円
新庄病院	無料

山形県病院事業告示第2号

平成20年3月県病院事業告示第1号（山形県立病院の非紹介患者初診加算料の額）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

中央病院	3,500円	を
新庄病院	1,940円	
中央病院	5,000円	に改める。
新庄病院	1,940円	

平成28年4月1日印刷 発行所 山 形 県 庁
平成28年4月1日発行 発行人 山 形 県